資料５

気候変動適応に関する施策の優先すべき分野の方向性（案）

令　和　２　年　１　月
神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議

【背景】

近年、気温上昇や短時間強雨の発生頻度が増加することなどにより、熱中症搬送者数の増加や自然災害の発生などの影響が出てきている。

具体的には、平成 30 年の夏には「平成 30 年 7 月豪雨」や記録的な猛暑に見舞われ、多くの犠牲者をもたらした。また、令和元年 9 月と 10 月に日本に上陸した台風 15 号及び 19 号は、強い勢力を保ったまま日本列島に上陸し、神奈川県を含めて各地に甚大な被害をもたらした。

個別の気象現象と地球温暖化の因果関係を直接結び付けることは容易ではないが、今後、このまま地球温暖化が進行すると、このような猛暑や豪雨のリスクが大きくなることが懸念され、県民の生命及び財産にとっても重大な被害を及ぼす恐れがある。

こうした中、我が国では、平成 30 年に「気候変動適応法」が成立・施行され、国・地方公共団体・事業者・国民がそれぞれ気候変動適応に関する取組を進めていくことが規定された。

特に、地方公共団体においては、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応の取組を進めるため、「地域気候変動適応計画」の策定や「地域気候変動適応センター」の確保等が求められている。

また、神奈川県は、山・川・海・都市部・農地などがあり、日本の縮図のような環境にあるため、多くの分野において影響を受ける恐れがあるため、それらの影響に対応した取組を進めていく必要がある。

このような状況を踏まえて、県は、県民・事業者の生命と財産を守るため、管轄区域内の市町村と連携し、地域の状況に即した気候変動適応の取組を「効果的」かつ「効率的」に進めていく必要があるものと考えられる。

【これまでの県の取組と進捗評価】

（これまでの県の取組）

県では、平成 30 年の気候変動適応法成立前から、県における気候変動影響及び適応策の整理、庁内検討会議の設置、神奈川県地球温暖化対策計画へ適応策を位置付けるなど、気候変動適応の取組を推進してきた。

法施行後には、神奈川県地球温暖化対策計画を「地域気候変動適応計画」へと位置付けるとともに、神奈川県環境科学センターを地域気候変動適応センターとして位置付けた。その他、県内企業向けに気候変動に関するセミナーを実施したことや、県民の気候変動適応の理解促進を目的としたパンフレット作成などの取組を実施してきた。

（進捗評価）

平成 30 年度に実施した施策については、令和元年 12 月 25 日に開催した第 67 回神奈川県環境審議会の資料２－２「神奈川県地球温暖化対策計画の進捗状況について」において、新たに設置した地域気候変動適応センターによる情報発信などにより、県民や事業者の気候変動適応の認知度向上に向けた普及啓発を行うとともに、各分野において適応策の取組を着実に進めていくことが必要としている。

【課題】

庁内や県内市町村からは、特に次の３分野に関する意見（懸念）が多く挙げられた。

○　自然災害分野

直近の台風被害を受けたこともあり、河川・沿岸域などにおける影響に懸念を示す意見などがあった。

関連して、県民はもとより、事業者の経済産業活動においては、平常時と非常時に分けて対応を検討することも重要である。

○　健康分野

将来の気温上昇による熱中症搬送者数の増加等の影響に懸念を示す意見が多かった。

○　農林水産分野

将来の気温上昇や集中豪雨の増加等による農業、水産業への更なる影響や、台風や豪雨等による農業施設や漁港等への影響を懸念する意見などがあった。

【第１回神奈川県有識者等検討会議における意見内容】

県民の生命と財産を守る観点で取組を進めること、「自然災害分野」、「健康分野」、「農林水産分野」について取り組んでいくことは、不自然ではないという意見があった。

【取組の方向性】

上述のとおり、県は、これまで一定程度の適応に関する取組を進めてきており、進捗評価結果を踏まえて、こうした取組を引き続き各分野で実施することとしている。

一方、県の特性を考えると、ほぼ全ての分野について情報を収集する必要があるが、気候変動影響は待ったなしの状況であり、庁内及び県内市町村の意見や県民・事業者の生命と財産を守るという観点から、スピード感を持って対応していくために、まずは、モデル的にいくつかの「優先的に取組む分野」を選定して取り組んでいく必要があると考える。

上記のことを踏まえると、まずは、「自然災害分野」、「健康分野」、「農林水産分野」について、優先的に取り組み、「効果的」かつ「効率的」に気候変動適応の取組を進めていくべきと考える。